

# 指名制トライアル事業のレビュー

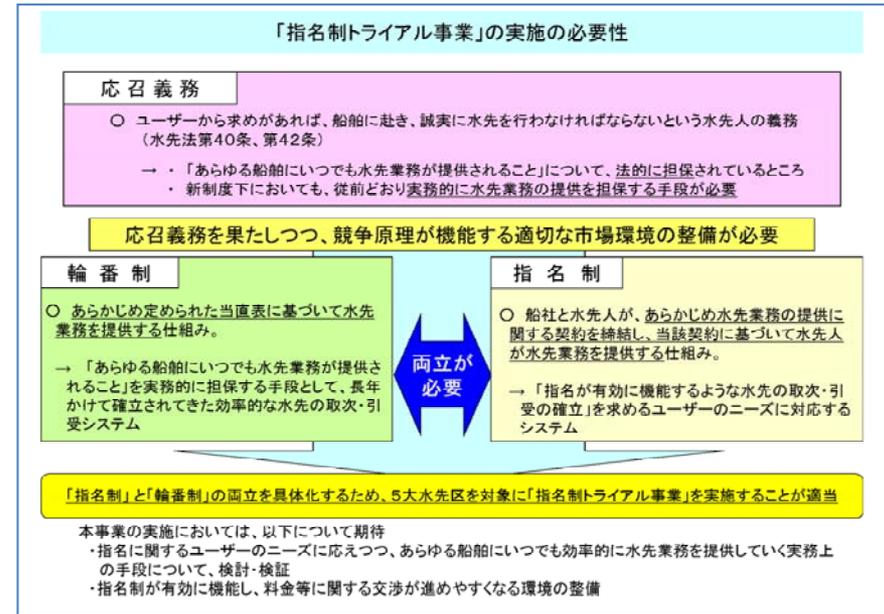
## 1. トライアル事業の目的

### ○ 「指名制」と「輪番制」の両立

・指名に関するユーザーのニーズに応えつつ、非指名船にも支障なく水先業務を提供できることを検証。

・指名制が有効に機能し、料金を含む事前指名契約交渉が進めやすくなる環境を整備。

※ 応召義務を果たしつつ、水先業務の引受手段として「輪番制」と「指名制」を両立させることにより、当事者間の交渉による割引料金の設定等、水先料金制度改正(上限認可・届出制)の効果が発揮されるよう改善を図る。



(平成21年5月25日第3回水先小委員会資料)

## 2. 実施経過

○ 水先小委員会報告(平成21年6月25日)を受け、東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海の4水先区において平成21年7月以降、順次開始。

### (第1段階)

・特定の船種・バース等において実施し、指名制の導入による非指名船への水先業務提供への影響等を検証。  
→ 特段の問題は生じなかったことから、順次、第2段階へステップアップ。

実施期間: 【東京湾 H21年7月~9月】 【伊勢三河湾 H21年8月~9月】 【大阪湾 H21年10月~11月】 【内海 H21年11月~12月】

### (第2段階)

・非指名船への業務提供に支障を生じないよう、第1段階の対象船舶から開始し、順次拡大する方針で実施。  
・参画水先人から事前指名契約締結船舶を対象とする割引料金の届出が行われ、実質的に指名制を機能させる段階。

(第2段階の進展(対象範囲の拡大))

・平成22年2月4日の第6回水先小委員会において、ユーザーからの要望を受け、日本水先人会連合会が事業の目標及び拡大計画を設定。

・トライアル事業の目標

1万総トン以上の水先対象船舶の約30%まで拡大し、平成22年度上半期まで継続することで合意。

実施期間:【東京湾 H21年12月~】【伊勢三河湾 H21年12月~】  
 【大阪湾 H22年2月~】【内海 H22年4月~】  
 ※実施期間は、4水先区ともH22年9月30日まで

水先区	拡大時期	対象バース	船種・船型
東京湾	2月下旬	東京区 横浜区	コンテナ船(6万総トン以上)
	7月頃	全域	搬積船(7万総トン以上)
	8月以降	全域	1万総トン以上の水先対象船舶の約30%を目標に拡大を検討する。
伊勢三河湾	2月下旬	全域	コンテナ船(6万総トン超) 自動車専用船(6万総トン超)
	未定	全域	全船(4万総トン超、検討中)
大阪湾	4月1日	全域	応募13社(4万総トン超)
	7月1日	全域	全船(4万総トン超)
内海	3月中	全域	応募7社 ・LNG船(4万総トン超) ・自動車専用船(4万総トン超) ・コンテナ船(4万総トン超) ・鉱石船(4万総トン超)
	7月1日	全域	全船社 ・LNG船(4万総トン超) ・自動車専用船(4万総トン超) ・コンテナ船(4万総トン超) ・鉱石船(4万総トン超)

3. 実施結果

(1) 実施目標の達成

4水先区において、最終的には1万総トン以上の水先対象船舶の約30%まで対象範囲を拡大して実施。

(488名(約9割)の水先人が参画して指名業務を実施。)

(2) 指名制と輪番制の両立

グループ指名の方法により、指名に応えつつ、非指名船の水先業務も支障なく対応できることを実証。

(3) 料金が自動認可公示額に張り付いた状態を解消

水先人が自動認可公示額を下回る独自の水先料金(割引料金)を設定。(総トン数10万トンの船舶の場合、13~15%の割引料金)

(4) その他

当初、商慣習の違い等から対応が遅れた外国船舶(船社)についても、きめ細かな周知等により指名契約が進み、国内外の船社に差別なく対応。

指名制トライアル事業の実施結果について  
 -平成22年9月30日現在-

日本水先人会連合会

水先区	対象バース/船舶	参画水先人数 (総水先人数)	契約締結社数 (邦・外船社の別)	指名応募隻数 (平成22年4~9月実績)
東京湾	全域: ①コンテナ船(4万GT超) ②搬積船(7万GT超) ③自動車専用船(4万GT超) ④原油タンカー(5万GT超)	165人 (180人)	20社 (邦船 10社) (外船 10社)	4月:189隻 5月:249隻 6月:263隻 7月:408隻 8月:777隻 9月:866隻
伊勢三河湾	全域・全船社 : 全船種(4万GT超)	99人 (113人)	14社 (邦船 11社) (外船 3社)	4月:129隻 5月:193隻 6月:269隻 7月:249隻 8月:315隻 9月:382隻
大阪湾	全域・全船社 : 全船種(4万GT超)	97人 (103人)	25社 (邦船 9社) (外船16社)	4月:325隻 5月:355隻 6月:340隻 7月:414隻 8月:419隻 9月:467隻
内海	全域・全船社 : 船種(4万GT超) ①大型鉱石船 ②コンテナ船 ③自動車専用船 ④LNG船 ⑤LPG船 ⑥チャップ船 ⑦旅客船	127人 (138人)	21社 (邦船12社) (外船 9社)	4月: 24隻 5月: 68隻 6月: 76隻 7月:166隻 8月:278隻 9月:270隻

(注) 指名応募隻数は運航区分別の隻数とした。

## 4. 指名契約による料金の動向

トライアル事業においては、参画水先人から指名契約による割引料金の届出が行われ、割引された料金による水先業務が行われた。

指名契約割引の影響を各水先区における一定の航路及び船種・船型により比較すると以下のとおり。

	上限認可額	指名契約料金	(割引率)
・東京湾(東京湾口~大井コンテナ埠頭)	509,313円	439,925円	(13.6%)
・伊勢三河湾(伊勢湾口~鍋田コンテナ埠頭)	626,453円	540,719円	(13.7%)
・大阪湾(大阪湾口~ポートアイランド)	540,513円	467,451円	(13.5%)
・内海(和田岬沖~水島港)	839,193円	711,989円	(15.2%)

(総トン数10万トンのコンテナ船、きつ水9.6m、昼間の場合)

## 5. 留意事項

ユーザーからは、トライアル事業が終了することにより、指名制の運用が後退するのではないかと懸念や、より個人指名に近い形での指名対応を期待する意見があるが、9月末以降も指名契約が更新され引き続き指名制が実施されていることに加え、関門水先区及び鹿島水先区で指名制を実施する動きが進むなど、指名制の導入が拡大する方向にあり、また、指名方法についても、水先人側から、今後、ユーザーの意見を聞きつつ、真剣に対応する意向が示されている。

## 6. まとめ(今後に向けて)

トライアル事業については、4水先区における水先対象船舶の拡大目標が達成され、指名業務に優先的に対応しつつ輪番制による非指名船への対応が実態上可能であることが検証されるとともに、割引料金の届出が行われ、現行の新料金制度の下で、当事者間の交渉により料金設定がなされる環境が整備されつつある。よって、実施の過程で、ユーザーから寄せられたニーズはあるものの、トライアル事業は当初の目的を達成したと考えられる。

今後は、トライアル事業の成果を踏まえ、個々のユーザーと水先人が主体となり、指名制の健全な運用を図っていくべきであるが、指名制の本格運用による適切な市場環境の一層の整備に向け、水先人側とユーザー側でフォローアップを行うなど、引き続き、関係者の真剣な努力が不可欠であり、当小委員会もその動向を注視していくこととする。

(トライアル対象船舶(最終段階))

東京湾

水先対象船舶(1万GT超)隻数	4,049
トライアル対象船舶隻数	1,165
割合	29%

伊勢三河湾

水先対象船舶(1万GT超)隻数	2,243
トライアル対象船舶隻数	728
割合	33%

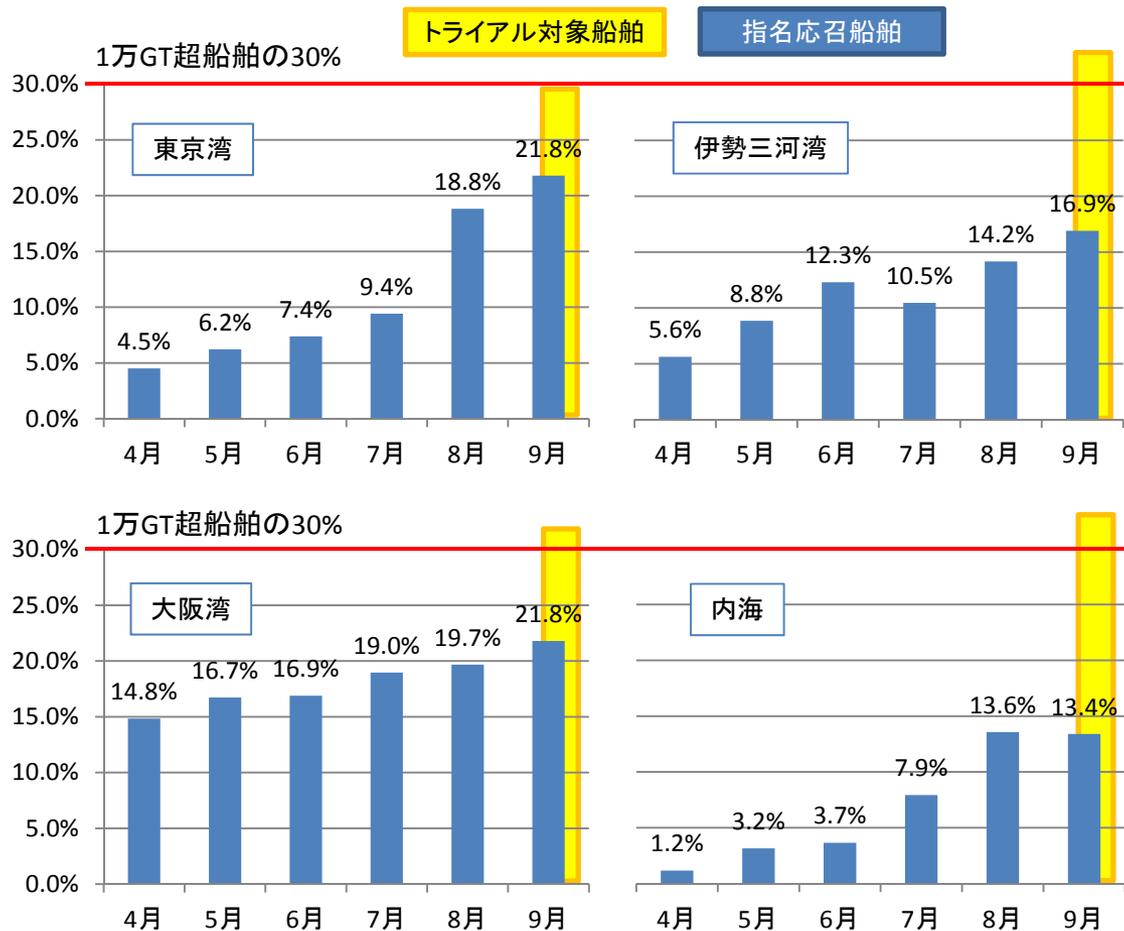
大阪湾

水先対象船舶(1万GT超)隻数	2,136
トライアル対象船舶隻数	685
割合	32%

内海

水先対象船舶(1万GT超)隻数	2,027
トライアル対象船舶隻数	673
割合	33%

(指名業務実績(応召実績))



- ・トライアル対象船舶を、1万GT超船舶の約30%とした目標を、4水先区とも達成。
- ・指名応召船舶(指名契約を締結し、割引料金で業務を実施した船舶)数も、着実に増加。